

岩手県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

平成20年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地	取消年月日
庄子医院	釜石市只越町二丁目2番10号	平成20年10月6日